

男女共同参画及びDV(ドメスティック・バイオレンス)に関する市民意識調査新旧対照表

※改正(案)のある箇所は太字

頁	問の番号	改 正 案	現 行
12	問 4	<p>平手で打つ 足でける 身体を傷つける可能性のある物を投げつける 嫌がっているのに性的な行為を強要する 避妊に協力しない なぐるふりをして、おどす 刃物などを突きつけて、おどす 何を言っても長時間無視し続ける</p> <p>「だれのおかげで生活できているんだ」とか、「かいしょうなし」などという</p> <p>必要な生活費を渡さない 交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する</p>	<p>平手で打つ 足でける 身体を傷つける可能性のある物を投げつける 嫌がっているのに性的な行為を強要する 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる なぐるふりをして、おどす 刃物などを突きつけて、おどす 何を言っても長時間無視し続ける</p> <p>「だれのおかげで生活できているんだ」とか、「かいしょうなし」などという</p> <p>大声でどなる 交友関係や電話を細かく監視し、行動を制限する</p>
13	問 6	<p>※面前DVとは、子どもの目の前で、夫婦間などの家庭内暴力(DV)が行われること。直接暴力を振るわれなくても、DVを目撃すると子どもは心に傷を負うため児童虐待防止法で、「面前DV」は心理的虐待に当たると明記されています。</p> <p>あなたが暴力にあたる行為を受けていることを、子どもは知っていますか。</p> <p>1 子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていたので知っていた</p> <p>2 子どもはあなたが暴力を受けたところは見えていなかったが、物音や声、様子から知っていた</p> <p>3 子どもはあなたが暴力を受けたことを知らなかった</p> <p>4 子どもが知っていたか、知らなかったはわからない</p> <p>5 子どもはいない</p> <p>6 その他()</p>	—
13	問 7	<p>1 加東市配偶者暴力相談支援センター(平成29年4月1日開設)に相談した</p> <p>2 兵庫県配偶者暴力相談支援センター、兵庫県男女共同参画センターに相談した</p> <p>3 警察に連絡・相談した</p> <p>4 市役所(子育て支援課、人権教育課、高齢介護課、保健センターなど)に相談した</p> <p>5 法務局・人権擁護委員・民生児童委員に相談した</p>	<p>1 兵庫県女性家庭センター、兵庫県男女共同参画センターに相談した</p> <p>2 警察に連絡・相談した</p> <p>3 市役所(子育て支援課、人権教育課、高齢介護課、保健センターなど)に相談した</p> <p>4 法務局・人権擁護委員・民生児童委員に相談した</p> <p>5 医療機関(医師・看護師など)に相談した</p>

